

公益財団法人鳥取県消防協会特定積立金設置規程

平成27年3月19日制定

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人鳥取県消防協会定款第4条第5号の規定による施設貸付事業において、将来必要となる駐車場修繕及び改修などの支出を要するとき、これに充てる資金を積み立てておくことを目的として定める。

(積立金の額及び積立期限)

第2条 前条の規定により積立てる資金（以下「積立金」という。）は、駐車場の修繕及び改修費用としての必要額とし、限度額は100万円とする。

2 積立期限は、平成26年度から10年間とする。

(積立ての方法)

第3条 積立金は、一般会計からの振替え金により積み立てる。

(管 理)

第4条 積立金は、金融機関への預金その他確実かつ有効な方法により、これを管理する。

(運用益)

第5条 積立金の運用から生ずる収益は、収益事業に使用するものとする。

(積立金の取り崩し)

第6条 積立金の取り崩しは、支払いが生じた場合に限り積立金の全部又は一部を取り崩すことができる。ただし、財政上必要があると認められるときは、確実な繰り戻し方法及び期間を定めて、積立金に属する現金を事業資金に繰り替えて運用することができるものとし、取り崩しについては、理事会及び評議員会の承認を要する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行する。